

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は継続した企業価値の安定的向上に努め、株主の皆様を始めとするすべてのステークホルダーから期待され、信頼される企業であり続けることを、経営の基本理念としております。

『経営理念』として

- 1.お客様に喜ばれる商品を創造し、豊かな社会づくりに貢献する
  - 2.個性とチャレンジ精神を尊重し、若さと夢あふれた企業をめざす
  - 3.社会の一員として、法と倫理を遵守し自然・地域と共生する企業をめざす
- 掲げており、『社員行動指針』により行動規範の共有を行い、健全なる企業風土を基礎とし、グローバル企業として一層の競争力向上のため、コーポレート・ガバナンスの更なる充実に取り組んでおります。

当社はコーポレート・ガバナンスの充実に具体的な施策として、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を適切に理解し、自律的かつ計画的に実践することで、各ステークホルダー、当社、ひいては社会全体の発展に寄与することを方針としております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社はコーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 3. 資本政策の基本的な方針】

当社は、株主の皆様を利益を重要な経営方針の一つとし、安定的な配当の継続を基本に、連結配当性向30%を目安として収益状況や財務状況等を総合的に勘案して決定することを利益配分の基本方針としております。

【原則1 - 4. 政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

今後も持続的に成長していくためには、様々な企業との協力関係が不可欠です。そのために、中長期の視点から、発行会社との取引関係の維持・強化や取引の円滑化を通じて、当社の企業価値の増大に資すると認められる株式について保有しております。また、保有の適否は保有意義の再確認、取引状況、保有に伴う便益等を定期的に精査の上判断しています。

2. 議決権の行使

発行会社の中長期的な企業価値の向上に資する提案であるかどうか、また当社への影響等を総合的に判断して行使します。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

取締役や執行役員との利益相反取引、競業取引について、取締役会規則に従い、取締役会での承認、実績報告を要することにしています。また、法令を守り、オープンでフェアな取引を行うことを社員行動指針に定め、取引先が主要株主である場合も同様としています。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金がアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるように、人事面や運営面における取組みを行っており、企業年金は受益者に対する受託責任を遂行出来ているものと考えております。

具体的には、人事面では運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの長期的な取組みを行っております。加えて、企業年金の専門性を補完するため、中立・独立な外部コンサルティング会社を活用しており、企業年金における専門性を担保しております。運営面では運用機関の運用結果報告を毎月受領するとともに、四半期に1回直接報告を受けるなど、定期的に運用状況のモニタリングを行っております。また、資産運用委員会を設置し、その審議を踏まえた理事会・代議員会での意思決定に沿って、年金運用の執行を行っております。資産運用委員会及び理事会・代議員会は、受益者を代表する人物も配置し、運用の基本方針・政策的な基本資産配分の策定、運用機関の選定・評価、運用状況の確認等を行う体制を構築しています。こうした取組みにより、当社と企業年金の受益者との間に生じ得る利益相反を適切に管理しております。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

1. 会社の目指すところ

『経営理念』『中期経営方針』を当社ホームページ、東海理化レポート、事業報告等に掲載しています。

2. 基本的な考え方と基本方針

上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

3. 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

< 取締役報酬の方針及び決定方法 >

(基本方針)

株主の負託に応えるべく、役員の業績向上への意欲を高め、長期的な企業価値増大に寄与する報酬体系としております。また、報酬水準はそれ

それぞれの責務の大きさを勘案し、役職に応じた基準を定めております。当社の報酬制度は、基本報酬、短期インセンティブ、中長期インセンティブにより構成されております。

(基本報酬)

職務の遂行や責任の履行への報償を目的とし、月額報酬として支給するものです。

月額報酬は、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内(取締役総額:月額4,000万円)において決定しております。各取締役の月額報酬は、取締役社長が職責、社員の給与水準及び他社の水準等を分析した上で原案を作成し、取締役会における決定事項の独立性、透明性を高める為に取締役会の諮問機関として設置された社外取締役を議長とする報酬委員会での審議・答申を経て、取締役会にて決定しております。

(短期インセンティブ)

毎期の業績の反映、短期的な経営指標への動機づけを目的とし、賞与として支給するものです。

各取締役の賞与額は、取締役社長が企業本来の営業活動の成果を反映する連結営業利益、経営環境および社員への賞与支払額等をベースに原案を作成し、取締役会における決定事項の独立性、透明性を高める為に取締役会の諮問機関として設置された社外取締役を議長とする報酬委員会の審議・答申を経て、賞与の支払い総額を株主総会にて承認を受けたうえで、取締役会にて決定いたします。

なお、2021年より執行役員については、賞与を経営層が一体として、経営にあたるため、賞与の総額の枠内で各役員の執行実績を対象に評価し、適切な配分を行うことを目的とした行動評価制度を導入する予定です。

(中長期インセンティブ)

中長期的な業績の反映と中長期的な経営指標への動機付けを目的とし、2020年中の株式報酬制度の導入の検討をしております。

<監査役報酬について>

月額報酬により構成されております。経営に対する独立性の観点から、監査役の賞与の支給はありません。月額報酬は、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内(監査役総額:月額1,200万円)において決定しております。また、各監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。

#### 4. 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補および執行役員候補の指名は、求められる役割と責務を十分に果たし、会社の長期的な企業価値増大に寄与する人物を当社人材育成プログラムの中で継続的に育成し、各本部・センター・機能と各事業部門をカバーできるバランスおよび適材適所を考慮しております。取締役社長が原案を作成し、役員の選解任プロセスの独立性・透明性を高める為に設置された社外取締役を議長とした指名委員会にて審議し、指名委員会からの答申を踏まえ、取締役会にて決定いたします。監査役候補の指名は、財務・会計に関する知見、当社事業に関する知識、企業経営に関する多様な視点を有しているか等の観点により総合的に検討しています。

#### 5. 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

「株主総会招集ご通知」に社外取締役と社外監査役の選任理由、並びに取締役・監査役各候補者の略歴、当社における担当、重要な兼職を記載しています。

#### 【原則4 - 1. 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4 - 1(1)

取締役会は取締役会規則を制定し法令または定款で定めのある事項及び株主総会の決議により委任された事項、並びに業務執行に係る重要事項の決定を行うと共に、業務執行状況の監督をしています。

#### 【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

証券取引所の定める独立性基準を満たし、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、人格、識見とも優れ、また、他社の経営者として豊富な経験を有するなど、会社業務の全般にわたって経営を監視する立場に適した人材を選任しております。

#### 【原則4 - 11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4 - 11(1)

取締役会は、取締役会の選任について、会社の各機能と各事業部をカバーできるバランス、的確かつ迅速な意思決定のための適材適所の観点などを総合的に考慮し、多様性にも配慮するよう努めております。

補充原則4 - 11(2)

個々の上場会社の役員兼務状況については、毎年、「株主総会招集ご通知」に記載しております。

補充原則4 - 11(3)

社外役員と経営トップとの間で定期的に会合を実施し、取締役会の実効性などについて意見交換をし、共有した課題について改善をすすめております。具体的には、個別の設備投資案件に対し、事業の全体像を示すようにし、加えて経営会議における議論も紹介することで、審議の有効性を高めてまいりました。

#### 【原則4 - 14. 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4 - 14(2)

当社では、取締役と監査役には求められる役割と責務を十分に果たせる人物を選任するとともに、社員の先頭に立ち、常に範を示し、社員から尊敬される存在であるべく、社外の専門家による勉強会の開催、社外の講習会や交流会への参加などにより、必要な知識の習得や各自の役割と責務の理解に努めております。また、社外取締役と社外監査役には、代表取締役との定期的な意見交換の中で、会社の事業や組織、最新の取組みを理解して頂く活動をしています。

#### 【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

1. 株主・投資家の皆様との対話については、総務部門の役員が統括し、決算説明会をはじめとした様々な取り組みを通じて、積極的な対応を心掛けています。

2. 経営企画・経理・広報・技術企画等の部署およびグループ各社等の関連部署との連携によるIR事務局会議を実施し、IR情報の共有・知識の共有・IRの方向性の検討・開示資料の作成等を積極的に進めています。

3. 個別面談以外の対話の手段として、投資家向け決算説明会や施設見学会などを実施しています。また、投資家からの意見・要望などをもとに、内容の充実をはかっています。

4. 対話において把握した皆様の意見・要望などについては、必要に応じ経営陣および関連部門へフィードバックし、情報の共有を行っております。

5. 決算発表前の期間は、サイレント(沈黙)期間として株主・投資家の皆様との対話を制限するとともに、社内の情報管理の徹底を図っております。また、社内にインサイダー情報が発生する際には、当該インサイダー情報の管理を行い、情報管理の徹底を図っております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トヨタ自動車株式会社	29,367,894	32.18
株式会社デンソー	8,873,610	9.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,366,900	3.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,705,800	2.96
第一生命保険株式会社	2,275,230	2.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,348,800	1.47
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	1,316,519	1.44
ザ バンク オブ ニューヨーク トリーティー ジャスデック アカウント	1,242,600	1.36
東海理化社員持株会	1,233,952	1.35
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,164,751	1.27

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
山中 康司	他の会社の出身者													
藤岡 圭	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山中 康司		山中康司氏は当社の取引先である株式会社デンソーの業務執行者であります。当社は同社に各種自動車用部品等を販売しており、取引額は連結売上高の0.3%(2019年3月期実績)であります。	経営に関する高い見識を当社の経営に反映していただくため。また、証券取引所の定める独立性基準を満たしており、取引先の業務執行者であるものの、取引額が僅少であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
藤岡 圭		藤岡圭氏は当社の取引先である三井倉庫エクスプレス株式会社の業務執行者でしたが、2017年6月に退任しております。当社は同社に運送業務を委託しており、取引額は連結売上高の0.1%未満(2019年3月期実績)であります。	経営に関する高い見識を当社の経営に反映していただくため。また、証券取引所の定める独立性基準を満たしており、取引先の業務執行者であったものの、退任してから2年と相当な時間が経過しているため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 **更新**

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名委員会	5	0	2	2	0	1	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取 締役

補足説明 **更新**

指名委員会のその他の1名は社外監査役です。

指名委員会は取締役および執行役員の選任案、昇任案、解任案について、また、報酬委員会は取締役および執行役員の報酬制度の設計および個人別報酬金額について、各委員会とも取締役会からの諮問に対して審議し、取締役会に答申いたします。各委員会は、社外取締役を議長とし、経営陣・執行から独立させる為、構成員の過半数を社外取締役または社外監査役としております。構成員は、指名委員会は社外取締役2名、社外監査役1名、取締役社長を除く社内取締役2名の計5名、報酬委員会は社外取締役2名、取締役社長を除く社内取締役1名の計3名です。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で監査契約を締結しております。当社監査役と監査法人は原則3ヶ月に1回の頻度で定期的に会合を実施し、互いの監査方針及び監査計画、期中に実施した監査の概要、今後の課題等について幅広く情報交換を行っております。当社の内部監査部門は3名であり、年度監査計画に従い、当社及び連結子会社の監査を実施し、企業グループとしての内部統制環境の充実を図っております。また、常勤監査役及び補助使用人と必要都度会合を持ち、内部監査結果の報告を行うなど、情報共有を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
内山田 竹志	他の会社の出身者													
山科 忠	他の会社の出身者													
山田 美典	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内山田 竹志			人格・見識ともに優れ、経営に関する高い見識を当社の監査に反映していただくため。
山科 忠		山科忠氏は当社の取引先であるトヨタホーム株式会社の業務執行者であります。当社は同社に住宅機器を販売しており、取引額は連結売上高の0.1%未満(2019年3月期実績)であります。また、当社の主要取引先かつ主要株主であるトヨタ自動車株式会社の業務執行者でしたが、2014年3月に退任しております。	経営に関する高い見識を当社の経営に反映していただくため。また、証券取引所の定める独立性基準を満たしており、取引先の業務執行者であるものの、取引額が僅少であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。また、主要な取引先かつ主要株主の業務執行者であったことについて、退任してから5年と相当な時間が経過しているため、当社の独立役員とすることに支障はないと考えております。
山田 美典			公認会計士としての専門的な知識・知見等を当社の監査に反映していただくため。また、証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の数

4名

## その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況 更新

業績連動報酬制度の導入

## 該当項目に関する補足説明

取締役の報酬に関する方針は、本報告書 - 1.「基本的な考え方」【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3 - 1. 情報開示の充実】3. 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続に記載のとおりです。

ストックオプションの付与対象者

## 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

## 該当項目に関する補足説明



第72期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の有価証券報告書及び事業報告において、取締役報酬について報酬等の種類別の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書 - 1.「基本的な考え方」[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示]【原則3 - 1. 情報開示の充実】3. 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続に記載のとおりです。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会前日までに資料を事前開示し、事前に説明を行っております。また設備を中心に工場視察も実施し、当社に対する理解を深めていただくように努めております。

なお、補助使用人が社外監査役を含めた監査役の監査活動を補佐しております。

### 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

当社は、取締役会の決議により、相談役若干名を定めることができる旨を定款に定めております。当社の相談役は指導と助言を主な役割としており、会社からの求めに応じて、役員在任時に担当していた分野に関する有益な情報を提供いただくことをお願いしておりますが、会社の意思決定に直接影響を及ぼすものではありません。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社では、取締役会を原則毎月1回開催し、法定事項および重要事項の決定ならびに業務執行の監督を行っております。さらに、監督機能強化のため、社外取締役2名を選任しております。取締役および執行役員を選任・昇任及び解任に関する事項などを審議・答申する「指名委員会」と取締役および執行役員の報酬制度設計に関する事項などの審議・答申を目的とする「報酬委員会」を設置しております。その他、当社は業務執行のため、取締役会の下位機関として社長、副社長を含む執行役員および工場長、領域長で構成し、業務執行に関する決定や報告を行う経営会議を原則月2回以上開催し、的確な経営判断、迅速かつ効率的な経営体制の確立に努めております。

また、監査役は、取締役会を始めとした重要な会議、委員会に出席し、必要に応じて意見を述べ、また会社業務全般について監査計画に基づき監査を実施することにより経営の監視を行っております。

なお、独立役員として社外取締役の山中康司氏および藤岡圭氏、社外監査役の山科忠氏および山田美典氏を選任しております。

当社は会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しております。

第72期の会計監査業務を執行した公認会計士は津田良洋氏、浅井明紀子氏の2名であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士11名、その他30名であります。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、取締役会、経営会議等における十分な審議を経ることにより経営判断の妥当性を判断しております。また社外取締役および社外監査役が、取締役会へ出席することにより経営の透明性と健全性を確保することに努めると共に、指名委員会および報酬委員会の主たるメンバーとなることで取締役会における決定事項の客観性、透明性を高めております。加えて、適切かつ機動的な業務執行のため、執行役員制度を導入しております。

監査役会は、取締役の職務執行に対する適正な監査など、意思決定および管理監督が有効かつ十分に機能するための監査体制を構築しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日に先立って発送しております。2019年6月12日開催の第72回定時株主総会においては、2019年5月23日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日及び準集中日を回避して開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページ及び機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに掲載しております。
その他	定時株主総会招集通知の発送日前の2019年5月21日に、定時株主総会のご案内と定時株主総会招集通知の全文を当社ホームページに掲載しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ( <a href="http://www.tokai-rika.co.jp/investors/policy.html">http://www.tokai-rika.co.jp/investors/policy.html</a> )に掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に海外投資家向けの個別ミーティングを行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	投資家向け情報を当社ホームページ( <a href="http://www.tokai-rika.co.jp/investors/index.html">http://www.tokai-rika.co.jp/investors/index.html</a> )に掲載しております。(主な掲載内容:決算短信、決算説明会資料、定時株主総会招集通知等)	
IRに関する部署(担当者)の設置	総合企画部、総務部、経理部で担当しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念、社員行動指針、東海理化レポートにおいて規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「社会の一員として、法と倫理を遵守し自然 地域と共生する企業をめざす」を経営理念に掲げ、環境保全を企業活動の重要なテーマの一つと捉え、環境方針や長期的なビジョンを策定し、地球温暖化防止、環境負荷物質の管理・低減、廃棄物低減・省資源、環境負荷の少ない製品開発など、全社で具体的な活動を進めております。またCSR活動については、「納税」や「雇用」など企業の責任を果たすとともに、環境保全、コンプライアンス、品質、安全、社会貢献などの活動にそれぞれの部署が取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時適切な情報開示を推進するために社内規程を制定し、その中に「情報開示に関する基本方針」を定めております。



## その他

・当社は、企業が成長し、発展し続ける為に不可欠な取り組みとして、ダイバーシティを推進しています。

出産・育児・介護などの事情によってせっかく積み上げてきたキャリアを中断することなく、「安心して働き続けられる職場づくり」はとても大切であり、また、女性の活躍推進のみを目指すのではなく、女性の視点から会社を見たときに浮かび上がってくる課題を解決することが、東海理化の競争力の源を作り上げると考えております。

製造現場においても、多くの女性が活躍しており、役職者への登用もすすんでいます。

・多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業として「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の登録を受けています。

また、女性活躍推進に関する取り組みの行動計画の策定・届出を行った企業のうち、取り組みの実施状況が優良な企業が受ける「えるぼし」の認定も取得しています。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役会において内部統制システム整備に関する基本方針を次のとおり決議しております。

#### <内部統制システム整備に関する基本方針>

当社の内部統制に対する基本的な姿勢は、業務を適正に遂行するため、役員自らが率先垂範して法令及び企業倫理を遵守し、役員の言動を通じて社内及びグループ会社への浸透を図ります。また、内部統制は、業務遂行の過程に造りこむことを原則とし、各過程において自らが業務の適正性を確認し、自らが是正するものとしております。

#### 1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1.1 「経営理念」、「社員行動指針」等を定め、法令及び定款に適合する企業の姿勢を共有し、取締役の言動を通じて、社員に対し周知することにより適合性を確保しております。

1.2 取締役会、経営会議等、意思決定の過程においては、相互牽制が行われる仕組みの運用により適正な意思決定を行っております。また、社外取締役の取締役会への参加により、経営の透明性と健全性に努めております。

1.3 コンプライアンス委員会の設置等、法令遵守に対し全社横断的な管理体制を整備しております。

#### 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

2.1 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いについては、「文書管理規程」等、社内規程に従い、保存、管理を行っております。

2.2 社外への情報開示に対する適正性は、情報開示委員会における審議を経ることにより確保しております。

#### 3 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

3.1 取締役会、経営会議、稟議制度等における十分な審議を経ることにより経営判断の妥当性を確保しております。

3.2 コンプライアンス、災害、品質、その他各種リスクに対する委員会の設置、点検活動を行う等の管理を行っております。

3.3 子会社については、自社で規程類を整備しリスク管理を実行しております。グループとしては当社の担当部署が運用状況を確認し必要に応じ助言・指導を行っております。

#### 4 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

4.1 執行役員制度を導入し、執行役員は、適切かつ機動的な意思決定にもとづき業務を執行する一方で、取締役は、機能部または事業部の長として経営・執行の両面から執行役員の業務執行を指揮・監督しております。

4.2 グループ方針等、グループで一貫した意思の統一を図ることにより効率経営を行っております。

4.3 主要事業について事業部制を採用、横断的な機能部門との融合組織により、効率性を確保する組織としております。

4.4 事業部には事業部長、機能部には統括役員を置くことにより、責任体制の明確化を図り、全体最適の調整を行っております。

4.5 子会社の経営について、各社の自主性を尊重しながらも、承認・報告事項等を定め、管理することにより、グループ経営の適正性を確保しております。

#### 5 当社の使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

5.1 「経営理念」「社員行動指針」等を制定するとともに、「コンプライアンス遵守事項」を社員に周知しております。

5.2 社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を組織し、事務局を置くとともに、各部門に管理責任者・担当者を設置しております。また、内部通報制度を導入しております。

5.3 全社で定期的に、遵守状況の自己・相互点検を実施しております。

5.4 情報開示委員会を設置し、適時適切な情報開示を実施しております。

5.5 子会社については、自社に合ったコンプライアンス体制を整備し、運用しております。また、子会社が当社の内部通報制度を利用できるようにしております。

#### 6 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

6.1 経営理念、グループ方針等、グループ共有の指針をもってグループ経営を行っております。

6.2 子会社の経営について、経営状況の報告事項を定め、管理することにより、グループ経営の適正性を確保しております。

#### 7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および使用人の取締役からの独立性に関する事項

7.1 監査役の職務の補助をする事務局を、監査室に設置しております。

7.2 監査役は、監査役の職務を補助する事務局の人事・組織については、事前に同意することにより、独立性を確保しております。

7.3 監査役の職務の補助をする事務局の業務に関し、取締役以下使用人の指揮命令を受けないことを徹底しております。

#### 8 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

8.1 取締役、執行役員及び社員は、監査役からの求めに応じて、法定事項に加え、内部監査結果・内部通報情報・リスク管理に関する重要な事項を報告しております。

8.2 監査役と代表取締役との定期的会合を開催しております。

#### 9 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

9.1 監査役へ報告した者に対し当該報告を理由とした不利な取扱いを一切禁止しております。

#### 10 監査役がその職務の執行に生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

10.1 監査役がその職務の執行について生じた費用は、会社法第388条に従い当社が負担しております。

#### 11 その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

11.1 監査役は、取締役会、経営会議ほか重要な会議に出席、重要文書の閲覧をする等、経営状況を適宜把握できる体制をとっております。

11.2 監査役と会計監査人との定期的会合を開催しております。

11.3 内部監査部門との連携により、監査の実効性を強化しております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は社会の秩序や市民の安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、社員一人一人が法令、企業倫理に沿って行動し、反社会的勢力の要求には絶対応じないことを「社員行動指針」に定めております。

その対応部署として総務部が社内への指導、外部の専門機関(関係行政機関など)との連携、情報の収集などにあたっております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりであります。

当社は、「会社情報の開示業務規程」を制定し、同規程に基づいて開示業務を遂行しております。同規程において、金融商品取引法を始めとする法令および証券取引所の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下「適時開示規則」)の趣旨に則り、当社の情報開示に関する基本方針を次のとおり掲げ、この方針に沿った社内体制の整備を図っております。

情報開示に関する基本方針

- ・当社は株主、投資家の皆さまに対し、適時、迅速に正確な情報を公平に開示することに努める。
- ・適時開示規則、法令に該当する情報の開示については、同規則、法令に沿って開示を行う。
- ・適時開示規則、法令に該当しない情報であっても、株主、投資家の皆さまが当社を理解いただくうえで必要または有用と当社が判断した情報については積極的な開示に努める。

#### 1. 情報の収集

当社は、適時開示の対象となる会社情報を収集するために、当社の各部署及び当社の子会社に「情報管理者」を選任しております。当社においては各部署の部長を、子会社においては各社の社長または社長の指名する役員を情報管理者とし、当該情報が発生した場合に情報開示委員会事務局への報告をすることとしております。

#### 2. 開示の検討

適時開示規則に基づき証券取引所へ届け出る「情報取扱責任者」は、広報機能を持つ総務部の統括役員が務め、複数の部署で構成される情報開示委員会を組織しております。

情報開示委員会は情報取扱責任者が委員長となり、総合企画部企画管理室及び監査室、総務部法務室及び広報室で構成しております。本委員会の業務は次のとおりであります。

- ・適時開示の対象となる会社情報について開示の要否、内容、方法及び時期等の検討
- ・必要に応じて弁護士、会計監査人等の外部識者への相談
- ・経営会議または取締役会への情報開示業務の報告

#### 3. 情報の開示

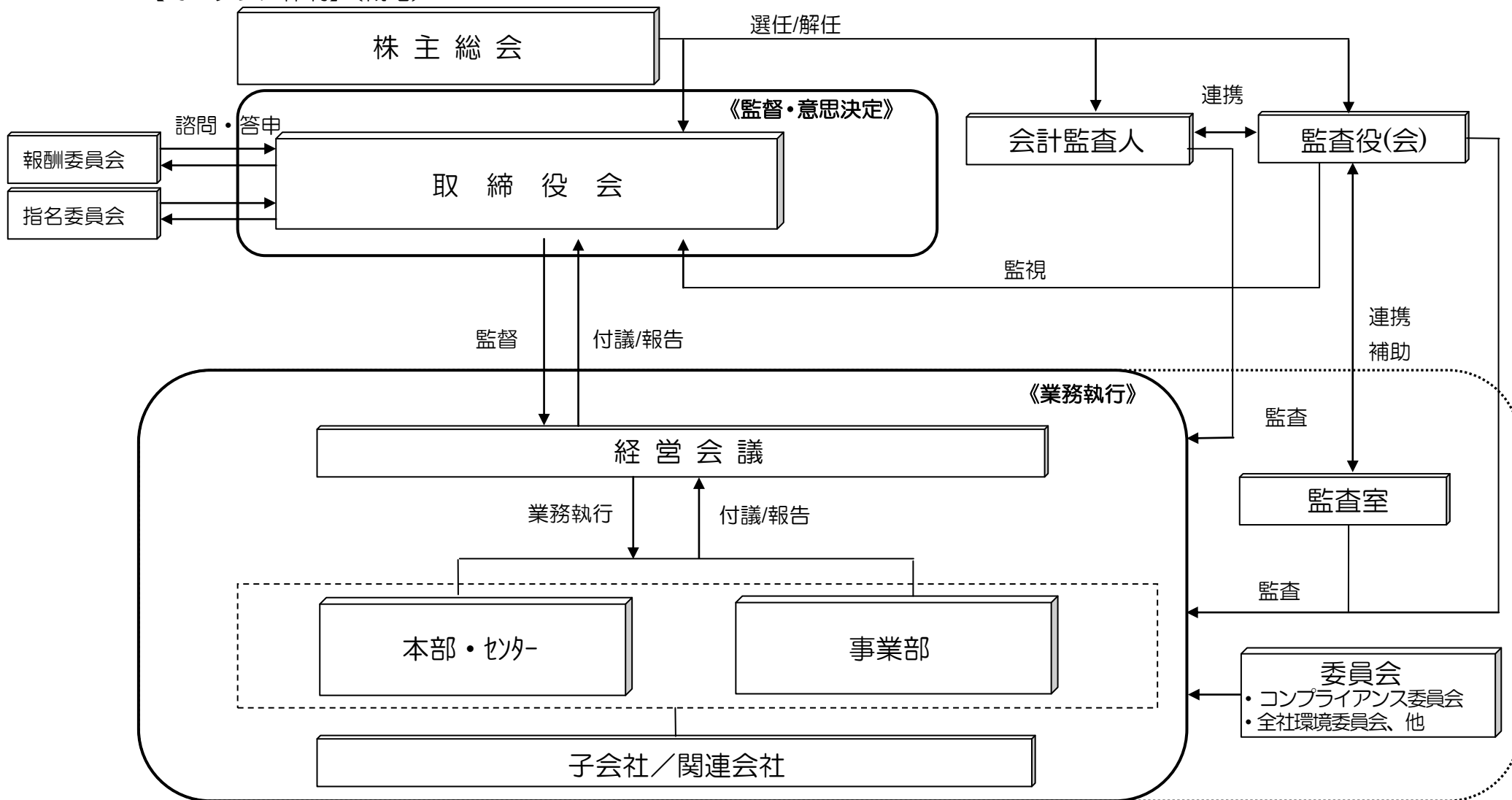
情報の開示は総務部広報室が担当しております。

以上の内容を図式化すると添付.2のとおりであります。

上記に加え、社長を委員長とするコンプライアンス委員会の設置、社員行動指針の制定、内部通報制度の導入などにより、コンプライアンスの徹底を図っております。更に、「内部者取引防止管理規程」を制定し、インサイダー取引の未然防止にも努めております。

# (添付.1) コーポレートガバナンス状況及び体制 模式図

【ガバナンス体制】(概略)



(添付. 2) 会社情報の適時開示に係る社内体制 模式図

